ガイドライン6.5⑤関係

「知識・経験を有する証明」

国土交通大臣　殿

別に掲げる者は、特殊貨物を収納する海上コンテナの質量の確定方法等を定める告示（平成28年国土交通省告示720号）及び国際海上輸出コンテナの総重量の確定方法ガイドラインに基づくコンテナ総重量の確定業務に関する知識・経験を有する者であることを証明します。

令和　　年　　月　　日

氏名又は法人の場合は名称

登録に係る担当部門の責任者の役職　氏名